

平成20年度

地方整備局（港湾空港関係）の事業における
電子納品運用ガイドライン（案）【資料編】
改定内容

平成20年7月

1. CAD図面作成要領(案)の地方整備局(港湾空港関係)の事業における電子納品物運用ガイドライン(案)【資料編】への統合とCAD図面作成要領(案)の廃止

地方整備局(港湾空港関係)の事業における電子納品物運用ガイドライン(案)は、国土交通省共通の規定を定めた要領(案)・基準(案)を港湾空港事業に適用させた場合、そのままでは適用できない事項についての修正解釈内容を掲載したものです。

一方、CAD図面作成要領(案)も地方整備局(港湾空港関係)の事業における電子納品物運用ガイドライン(案)と同様に、CAD製図基準(案)の規定を港湾空港事業に適用させた場合の修正解釈内容を掲載したものです。

CAD図面作成要領(案)は、地方整備局(港湾空港関係)の事業における電子納品物運用ガイドライン(案)と同一の位置付けにありますため、CAD図面作成要領(案)での規定事項を地方整備局(港湾空港関係)の事業における電子納品物運用ガイドライン(案)【資料編】(平成20年7月)へ記載するとともにCAD図面作成要領(案)を廃止することとしました。地方整備局(港湾空港関係)における電子納品物運用ガイドライン(案)【資料編】(平成20年7月)は、CAD製図基準(平成20年7月)に対応した内容となっております。

国土交通省版要領・基準と港湾局版ガイドライン・要領の関係

CAD図面作成要領(案)統合前

国土交通省共通の規定を定めたもの	港湾空港事業での修正解釈を定めたもの
土木設計業務等の電子納品要領(案) 土木設計業務等の電子納品要領(案)電気通信設備編 土木設計業務等の電子納品要領(案)機械設備工事編 工事完成図書の電子納品要領(案) 工事完成図書の電子納品要領(案)電気通信設備編 工事完成図書の電子納品要領(案)機械設備工事編 地質・土質調査成果電子納品要領(案) デジタル写真管理情報基準(案) 測量成果電子納品要領(案) CAD製図基準(案)電気通信設備編 CAD製図基準(案)機械設備工事編	地方整備局(港湾空港関係)の事業における電子納品物運用ガイドライン(案)
CAD製図基準(案)	CAD図面作成要領(案)

CAD図面作成要領(案)統合後

国土交通省共通の規定を定めたもの	港湾空港事業での修正解釈を定めたもの
土木設計業務等の電子納品要領(案) 土木設計業務等の電子納品要領(案)電気通信設備編 土木設計業務等の電子納品要領(案)機械設備工事編 工事完成図書の電子納品要領(案) 工事完成図書の電子納品要領(案)電気通信設備編 工事完成図書の電子納品要領(案)機械設備工事編 地質・土質調査成果電子納品要領(案) デジタル写真管理情報基準(案) 測量成果電子納品要領(案) CAD製図基準(案) CAD製図基準(案)電気通信設備編 CAD製図基準(案)機械設備工事編	地方整備局(港湾空港関係)の事業における電子納品物運用ガイドライン(案)

2. 地方整備局(港湾空港関係)の事業における電子納品物運用ガイドライン(案)【資料編】(平成20年7月)の目次構成

CAD製図基準(案)を地方整備局(港湾空港関係)の事業において適用する場合の修正解釈内容を掲載するため、目次構成を次のように改めました。

1. 適用
 2. 土木設計業務等の電子納品要領(案)の運用
 3. 工事完成図書の電子納品要領(案)の運用
 4. CAD製図基準(案)の運用
 5. 地質・土質調査成果電子納品要領(案)の運用
 6. デジタル写真管理情報基準(案)の運用
 7. 測量成果電子納品要領(案)の運用
 8. 土木設計業務等の電子納品要領(案)電気通信設備編の運用
 9. 工事完成図書の電子納品要領(案)電気通信設備編の運用
 10. CAD製図基準(案)電気通信設備編の運用
 11. 土木設計業務等の電子納品要領(案)機械設備工事編の運用
 12. 工事完成図書の電子納品要領(案)機械設備工事編の運用
 13. CAD製図基準(案)機械設備工事編の運用
- 資料 - 1 港湾・海岸・空港コード一覧表
- 資料 - 2 レイヤ名一覧表
- 資料 - 3 港湾工事工種体系ツリー
- 資料 - 4 空港土木工事工種体系

3 . 地方整備局(港湾空港関係)の事業における電子納品物運用ガイドライン(案)【資料編】(平成20年7月)の改定概要

地方整備局(港湾空港関係)の事業における電子納品物運用ガイドライン(案)【資料編】(平成20年7月)の改定概要は次のとおりです。

- ・ CAD製図基準(案)の修正解釈についての記述を追加
- ・ 港湾・海岸・空港コード一覧表を更新
- ・ レイヤ名一覧表を追加
- ・ 港湾工事工種体系ツリーを更新
- ・ 空港土木工事工種体系を更新

4 . 地方整備局(港湾空港関係)の事業における電子納品物運用ガイドライン(案)【資料編】(平成20年7月)の適用開始時期

地方整備局、北海道開発局、沖縄総合事務局の港湾空港関係事業におきましては、平成21年1月以降に契約した案件より「地方整備局(港湾空港関係)の事業における電子納品物運用ガイドライン(案)【資料編】(平成20年7月)」を適用いたします。